# 第４期　特定健康診査等実施計画

（対象：令和６年４月１日　～　令和12年３月３１日）

太陽生命健康保険組合

最終更新日　令和６年２月１６日

目次

第一章　特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項 ..... 2
（1）特定健康診査等の基本的考え方 ..... 2
（2）特定健康診査等の実施に係る留意事項 ..... 2
（3）事業者等が行う健康診断との関係 ..... 2

第二章　当健保組合における現状 ..... 2
（1）特定健康診査等の対象者 ..... 2
（2）特定健康診査及び特定保健指導の現状 ..... 3

第三章　特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項 ..... 3
（1）達成しようとする目標 ..... 3
（2）特定健康診査等の対象者数に関する事項 ..... 4
（3）特定健康診査の実施方法に関する事項 ..... 4
（4）特定保健指導の実施方法に関する事項 ..... 5
（5）個人情報の保護に関する事項 ..... 6
（6）特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項 ..... 6
（7）特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項 ..... 6
（8）その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項 .. 6

本計画は、第３期における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第４期計画を策定するものである。また、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第１項の規定に基づき、６年を１期とし、第４期計画は令和６年度から令和11年度までとし、６年ごとに見直しを行う。

## 第一章　特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### （1）特定健康診査等の基本的考え方

特定健康診査及び特定保健指導は、主として内臓脂肪の蓄積に着目し、特定健康診査によって特定保健指導対象者を抽出して対象者へ個別の保健指導を行うことで、その要因となっている糖尿病、脂質異常症、高血圧症等の生活習慣病を改善し、生活習慣病予防を行うことを目的としている。

### （2）特定健康診査等の実施に係る留意事項

特定健康診査等の実施は、「高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条　特定健康診査等基本指針」に基づき実施し、健康増進法第９条規定する健康診査等指針に定める内容に留意したものとする。

### （3）事業者等が行う健康診断との関係

特定健康診査は、労働安全衛生法で義務化されている一般被保険者の定期健康診断に検査内容が包括されているため、事業主と共同で健康診断を実施する。

## 第二章　当健保組合における現状

### （1）特定健康診査等の対象者

令和５年４月１日現在の40歳以上の被保険者・被扶養者別、男女別・年齢別（5歳刻み）の人数構成は、次の通りである。

| 年齢<br>（年度末年齢） | 被保険者 | | 被扶養者 | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 40～44歳 | 198人 | 939人 | 5人 | 98人 | 1,240人 |
| 45～49歳 | 153人 | 870人 | 4人 | 74人 | 1,101人 |
| 50～54歳 | 90人 | 1,098人 | 2人 | 123人 | 1,313人 |
| 55～59歳 | 293人 | 1,219人 | 1人 | 142人 | 1,655人 |
| 60～64歳 | 121人 | 1,001人 | 2人 | 68人 | 1,192人 |
| 65～69歳 | 29人 | 545人 | 5人 | 12人 | 591人 |
| 70～74歳 | 1人 | 502人 | 3人 | 3人 | 509人 |
| 合計 | 885人 | 6,174人 | 22人 | 520人 | 7,601人 |

（２）特定健康診査及び特定保健指導事業の現状

特定健康診査は、労働安全衛生法で義務化されている定期健康診査に包括していることから事業主と共同実施をしているため、被保険者の実施率は高い。また、被扶養者についても毎年複数回の受診勧奨を実施したことから、令和２年度には 50%を超え、目標値を達成した。

特定健康診査受診率推移

| | 全体 | 被保険者 | 被扶養者 |
|---|---|---|---|
| H29 | 92.0% | 96.8% | 44.4% |
| H30 | 93.3% | 97.2% | 46.6% |
| R1 | 93.8% | 97.5% | 47.7% |
| R2 | 94.1% | 97.6% | 50.5% |
| R3 | 95.1% | 98.4% | 54.7% |
| R4 | 95.5% | 98.6% | 56.2% |

特定保健指導は、外部委託にて実施している。事業主および所属管理者との連携強化により受診率は上昇し、目標値を達成した。

特定保健指導受診率推移

| | 全体 | 積極 | 動機 |
|---|---|---|---|
| H29 | 42.8% | 34.6% | 49.0% |
| H30 | 63.4% | 45.4% | 75.6% |
| R1 | 74.0% | 57.3% | 85.0% |
| R2 | 65.8% | 50.2% | 77.3% |
| R3 | 73.7% | 67.2% | 78.2% |

## 第三章　特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

（1）達成しようとする目標

本計画の実行により、特定健康診査受診率を 96.0%、特定保健指導実施率 78.0%を令和 11 年度までに達成することを目標とする。

令和 6 年度から令和 11 年度までの特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の目標値は最終目標値を達成するよう、次の通り設定する。

特定健康診査の目標値

| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 被保険者 | 98.0% | 98.0% | 98.0% | 98.0% | 98.0% | 98.0% |
| 被扶養者 | 58.0% | 58.0% | 59.0% | 59.0% | 60.0% | 60.0% |
| 全体 | 95.5% | 95.5% | 95.6% | 95.6% | 95.7% | 95.7% |

特定保健指導の目標値

| R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 77.0% | 77.2% | 77.4% | 77.6% | 77.8% | 78.0% |

（2）特定健康診査等の対象者数に関する事項

令和６年度から令和 11 年度までの特定健康診査等の対象者数の推計は、次の通りである。

特定健康診査の対象者数の見込み

| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 被保険者 | 7,559人 | 7,546人 | 7,728人 | 7,891人 | 8,067人 | 8,243人 |
| 被扶養者 | 552人 | 554人 | 586人 | 606人 | 623人 | 630人 |
| 全体 | 8,111人 | 8,100人 | 8,314人 | 8,497人 | 8,690人 | 8,873人 |

特定保健指導の対象者数の見込み

| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 積極的支援 | 400人 | 395人 | 390人 | 385人 | 380人 | 375人 |
| 動機付け支援 | 560人 | 555人 | 550人 | 545人 | 540人 | 535人 |
| 全体 | 960人 | 950人 | 940人 | 930人 | 920人 | 910人 |

（3）特定健康診査の実施方法に関する事項

１実施場所

特定健診は、事業主と当健保が実施する定期健康診断（巡回健診）、当健保が疾病予防の保健事業として実施する人間ドック、被扶養者健診および自治体が実施する市区町村健診により実施する。

２実施項目

実施項目は、標準的な健診保健指導プログラム第２編第２章に記載されている健診項目とする。

３実施時期

実施時期は４月～翌２月とする。

４委託の有無

巡回健診医療機関及び健診予約代行機関が契約する医療機関へ委託する。

５受診方法

一般被保険者の健診については、事業主から労働安全衛生法の定期健康診断（巡回健診）として各事業所にて実施する。

当健保が保健事業として実施する人間ドック、被扶養者健診については、受診者が健診予約代行機関が提供するwebサイトまたは健診予約コールセンターで予約し、代行機関が契約する医療機関で受診する。任意継続被保険者・被扶養者が市区町村健診により受診を希望する場合は、事前に当健保に受診券の発行を依頼し受診する。

6 周知案内方法

被保険者は社内イントラネットを利用した通知、被扶養者は自宅へ案内を送付、また当健保ホームページに掲載して周知案内を行う。

7 健診データの受領方法及び保管年数

国の定める電子的標準形式による電子データまたは紙媒体で事業主及び巡回健診医療機関、健診予約代行機関から随時受領し、電子データは、システムに取り込み保管する。紙媒体は、当組合または委託会社倉庫で保管し、保管年数は、最低３年とする。

（4）特定保健指導の実施方法に関する事項

1 実施場所

一般被保険者については、事業所またはICT利用で初回面談を実施する、被扶養者及び任意継続被保険者については、ICT利用で初回面談を実施する。

2 実施内容

実施内容は、「標準的な健診保健指導プログラム（令和６年度版）」第３編第３章に記載されている内容に準拠して実施する。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 委託の有無

「標準的な健診保健指導プログラム（令和６年度版）」第１編第１章の考えに基づき外部委託する。効率的効果的な保健指導の実施のため見直しを行い、当健保の要件を満たす委託先を開拓選定していく。

5 利用方法

指定された期間内に指定された場所で、指導を受ける。原則として、特定保健指導に係る本人負担は無料とする。

6 周知案内方法

特定保健指導の対象者ごとに、案内レターまたはメールを送付し、指導の開始を周知するとともに、あらかじめ組合員へ公表周知している事業主との共同利用に基づき、所属管理者から対象者に受診勧奨を実施する。

7 特定保健指導データの保管及び管理方法

国の定める電子的標準形式によるデータを外部委託先より随時受領し、システムに取り込み保管する。

8 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、該当する対象者のうち40歳～70歳とする。

（5）個人情報の保護に関する事項

当健保は、「個人情報保護管理規定」および「健保組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守する。また、健診及び保健指導受託した業者についても、同様の取り扱いをするとともに、業務によって知り得た情報については、守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とする。

さらに、個人情報の紛失盗難にも十分留意するものとし、これらを取り扱う者に対して、この内容の周知を図る。

（6）特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項

本計画の周知は、高齢者の医療の確保に関する法律第１９条３項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、またはこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、ホームページに掲載する。具体的な実施方法については業務連絡等により行う。

（7）特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項

本計画については、実施状況を踏まえ、問題点対策などを検討する。また、計画期間中に計画を見直す必要が生じたときは、見直しを行い、その結果を理事会及び組合会に報告し、承認を得るものとする。

（8）その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

当健保に所属する職員については、特定健健康診査等の実践養成のための研修に随時参加させる。

以　　上